

入札参加者各位

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知及び
監理技術者等の専任義務に係る合理化等について

日頃から、本市契約事務に御協力いただきありがとうございます。

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律により建設業法が改正され、その一部の改正規定について、令和6年12月13日から施行されました。

つきましては、標記の内容に関して、12月18日以降、本市においては次のとおり取扱うものいたしますので、よろしくお願いいたします。

1 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされております。

つきましては、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、工事担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知書（別紙1）を提出するようお願いいたします。

また、本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から工事担当課に対して申し出ていただき、本件工事の請負契約約款等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき、協議を行ってください。

※ なお、本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることは可能です。

2 監理技術者等の専任義務に係る合理化等について

（建設業法第26条第3項及び第26条の5、建設業法施行令第28条、建設業法施行規則第17条の2、3、5及び6）

工事現場に専任しなければならないこととされている監理技術者等について、情報通信技術の利用により工事現場の状況の確認等ができる場合には、別途計画書（別紙2）等を提出することで、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事については2現場まで兼務できるようになります。

なお、営業所技術者等は、請負代金が1億円未満（建築一式工事については2億円未満）の工事について1現場まで兼務できるようになります。

なお、改正法令による上記の運用の詳細及び留意事項等につきましては、国土交通省策定の「監理技術者制度運用マニュアル」も併せて御確認ください。

以上

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名 : _____

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※ : (例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 : (例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※ : (例) ○○地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先 : (例) 報道等の URL を記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可) (自由記述 : 上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

令和 年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名: _____

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※: _____

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: _____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※: _____

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先: _____

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項 (空欄可)

(注)

1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更に
ついて発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
建設業者	名称 (イ ^{※2})			
	所在地 (イ)			
主任技術者又は 監理技術者 (営業所技術者又は 特定営業所技術者)	氏名 (ロ)			
	所属営業所名 (ロ)		※17条の5の場合のみ記載	
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間	実績時間	
建設工事 1	工事名称 (ニ(1))			
	工事現場所在地 (ニ(1))			
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称	※17条の5の場合のみ記載 ※上記所属営業所と同じである必要	
		所在地		
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要	
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))			
	情報通信機器 (ニ(8))			
	連絡員 (ニ(6))	氏名		
		所属会社		
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間
				年 月 ～ 年 月
			年 月 ～ 年 月	
合計			年 月	
建設工事 2	工事名称 (ニ(1))			
	工事現場所在地 (ニ(1))			
	建設工事の内容 (ニ(2))		※法別表第1上段のどれか	
	請負代金の額 (ニ(3))		※1億円未満 (建築一式工事の場合は2億円未満) である必要	
	移動時間 (ニ(4))		※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要	
	下請次数 (ニ(5))		※3次以内である必要	
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))			
	情報通信機器 (ニ(8))			
	連絡員 (ニ(6))	氏名		
		所属会社		
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称	期間
				年 月 ～ 年 月
				年 月 ～ 年 月
			合計	年 月

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）
※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ
※3：連絡員の資格を確認できる書類を添付すること。

以上